



社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター

2011. 3. 23

乳児による水道水の摂取の抑制について

3月23日、東京都から、金町浄水場で乳児暫定基準値の2倍超の放射性ヨウ素が測定された、東京都23区、武蔵野市、三鷹市、町田市、多摩市、稲城市においては、乳児の水道水の摂取を控えるよう呼びかけがありました。

その要点は以下のとおりです。

1. 乳児（1歳未満）の水道水の摂取は控える。
2. 今回の測定値は乳児（1歳未満）以外の子供や大人の基準値を下回っている。
3. 代替りの水が確保できなければ飲んでも差し支えない。
4. 生活用水として使うことは問題ない。

今回の発表は、「1歳未満の乳児」についての対応であることをご確認いただき、冷静な対応をお願いいたします。なお、今回の発表は、東京都からのもので、協会は官邸、厚労省等国の機関からの外食産業への明確な説明を求めています。

外食産業としては、安全なメニューをお客様に提供するとともに、説明を尽くしご理解をいただく責任を有していることを踏まえて、次のような対応をお願いします。

1. お客様から乳児への水の提供を求められたら、水道水の提供は控えてください。
2. 乳児以外のお客様には、水道水を提供しても差し支えありません。
3. 今回の東京都の通知は、あくまでも乳児への対応であることをお客様にご説明してください。

なお、3月23日付け東京都庁「17報 水道水の放射能測定結果について」の詳細は
こちらです。<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2011/03/2013nf00.htm>

※この件のお問い合わせは事務局：関川・楠山（03・5403・1060）までお願いいたします。
以上